

川内中央中学校部活動規約

2020年度

1. 部活動の意義

部活動は、放課後などに体育的・文化的に興味・関心をもつ同好者が集まり、指導者を得て技術・体力の向上を目指す自主的活動である。また、心身の鍛練と健全な発達を図りながら好ましい人間関係を育成する活動である。

2. 部の種類と組織

本校の部活動は本職員と生徒会部員で構成し、次のような「部」及び「組織」を置く。

1 部名及び同好会

野球部・卓球部（男女）・陸上部・剣道部・柔道部・水泳部・バレーボール部（男女）・ソフトテニス部（男女）・バスケットボール部（男女）・サッカー部・美術部・吹奏楽部・科学部（※H30 新入生より募集停止）

2 組織

- ・ 部活動運営委員会（顧問会） 本校部活動顧問により構成する。
- ・ 生徒部活動委員会（主将会） 本校部活動主将により構成する。

3. 活動

- 1 本活動は、川内中央中学校の生徒の希望をもって組織し、種目毎に競技の理解を深め、健全な心身を育成し競技力の向上を図る活動を行う。
- 2 本活動は、同好の生徒の欲求に基づくとともに、学校における指導管理ができると認められた場合に設置できる。
- 3 本活動は、指導者と部員が話し合っって年間計画を作り、それに基づき規則正しく継続して活動する。
- 4 大会出場・練習試合などについては、学校長の承諾を得て出場・活動する。
- 5 各部には顧問を置く。顧問は本校職員をもって置く。

4. 活動時間

- 1 全ての日課が放課した後、学校で決められた部活動生の下校時刻までとする。
- 2 ①休養日については、基本的に土・日曜日のどちらかに1回、平日に1回の週2日以上設ける。
②大会や練習試合等週末休みの取れなかった場合は、平日に休むように努める。
- 3 中間テスト・期末テスト・学年末テスト5日前とする。
*但し、大会の規模に応じて、調整としての1時間程度の練習が必要であれば、職員会で申し出る。練習への参加は、登録メンバーのみとする。
- 4 昼休みの練習は原則として認めない。
*昼休み中は、テニスコート及び野球ダイヤモンド内及び陸上競技場には立ち入らない。
- 5 朝練（7：10～7：50）については、部活の短くなる期間（11月～2月）や大会前に限って認める。
- 6 長期休業中の練習は、休業日数の3分の2程度とし、1日の練習は半日程度とする。

5. 完全下校時刻

※月の前半は、2週目までとする。《変更ある時以外係からの連絡はしない》

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
下校時刻	18：30	18：45	19：00	19：00	別途記載	18：30
		19：00				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下校時刻	18：15	17：30	17：30	17：30	17：45	18：15
	17：50			17：45	18：00	

◎ 但し、日没の時間をみて変更する場合もある。部活動終了時刻は下校時刻の15分前とする。

* 休日及び長期休業中、午後から授業がない日の完全下校時刻は17：00とする。

6. 服装

- 1 部活動の服装は、部で定めたものとする。
- 2 下校時の服装は、制服（体育服と学校指定ジャージを含む）か部で定めたものとする。

7. 部活動費・用具

- 1 活動費は、体育文化後援会の活動費及び各部後援会費をもってあてる。ただし、個人が必要とするものは保護者負担とする。
- 2 施設・設備等主な用具は、学校のものを利用する。

8. 障害等の補償

- 1 事故があった場合には、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付が受けられるが万一のことを考えて、スポーツ安全協会傷害保険にも加入する。従って、両者の補償する範囲で善処する。
※ 活動中に事故・ケガがあった際には、早急に顧問が校長・教頭・養護教諭に報告をする。

9. 入・退部手続き

- 1 入部は、本人及び保護者が部活動規約を理解熟知のうえ「部活動入部願書」を担任に届け、各人が顧問に提出し学校長の承認を得る。
- 2 入部手続きは年度毎に更新する。
- 3 退部についても入部と同じ手続きをとる。
- 4 一度退部して次の部に入部する場合、2ヶ月は正式に入部できない。再入部の場合は、関係顧問と部活動係の承認を得え、退部の日から1ヶ月以降より体験入部を認め、その経過を1ヶ月間見て正式入部を認める。（退部の際には、顧問もしくは部活動の係が全職員に伝える。）

10. 部活動停止

- 1 校則や部活動規約に違反したり、著しい非行があった場合。
- 2 部活動生の部室内・外での喫煙や飲食があった場合。
※ 以上のような学校の校則・部活動の規約に反した場合は顧問会を開き学校長の責任において、部全体の活動を停止させることもある。

11. その他・申し合わせ事項

- 1 部活動は、あくまで学校教育の一環であり、顧問・副顧問が中心となって活動を行う。
- 2 外部コーチは、原則として認めない。但し、学校長が必要と認めた場合のみ外部コーチを依頼できる。
- 3 部活動規約を守り、自主的に活動に励む。
- 4 練習や昼食・更衣等は、各部決められた場所で行う。使用後は整理整頓をして、戸締り美化活動に努める。
- 5 体育館・武道場は、最後まで活動する部が消灯・戸締り等責任をもって行う。
- 6 新入生の入部は、入部届け提出後とし手続き完了後、正式に入部を認める。
※ 1年生は、体験入部期間中に複数の部活動を体験することができるが、入部の判断に迷う部活動を体験すること。
- 7 自転車通学生以外の者は練習・練習試合・対外試合等に自転車を使用することはできない。自転車通学生も学校外の活動に自転車を使用することはできない。
- 8 公式試合や長期休業中の合宿等に参加する場合は、事前に計画書を提出し学校長の許可を得ること。
- 9 部員の減少に伴って活動が困難になった場合は、緊急に顧問会を開き検討する。
- 10 試合や練習試合などの送迎について顧問は行わないこととし、部活動の会計についても後援会で責任を持つ
- 11 引退後の三年生について（詳細は別紙参照）
引退後、三年生の部活動は、担任・顧問・生徒指導主任に相談の上、保護者の承諾を受けた後、管理職の承諾を受けた場合に限り、参加することができる。参加の可能生がある場合は理由、期間等を教職員で共通理解することとする。
但し、以下の目的を全て理解した生徒に限る。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 自己の進路の実現へ向けての生活面・学習面の向上② 自らの気力・体力・技術の維持・改善・向上③ 先輩部活動生としての模範的な活動による後輩育成 |
|--|

※ 引退後とは、中体連主催の最後の大会を原則とする。ただし、吹奏楽部・科学部・美術部は文化発表会を最後とする。